

平成22年6月9日(水)

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所  
東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所

## 記者発表資料

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の東金インター・ジャンクション(仮称)～茂原長南インターチェンジ(仮称)間の事業認定の申請を行いました。

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路(株)は、6月9日に、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)東金インター・ジャンクション～茂原長南インターチェンジ間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

### 事業認定申請に係る経緯

圏央道(東金インター・ジャンクション～茂原長南インターチェンジ間)は、平成16年度から用地買収に着手し、これまで多くの皆様のご協力を得て、約98%( )の用地取得を行い、順次橋梁やトンネルなどの工事を行っています。

一方、残る用地取得については、極めて見通しが立てにくい状況であり、今後も解決の見通しが立たない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

( )平成22年4月末現在、先行2車線整備に必要な用地を対象

なお、引き続き任意による用地取得にご理解とご協力を頂けるよう、努めてまいります。

(平成24年度開通予定)

東金インター・ジャンクション及び茂原長南インターチェンジは仮称です。

発表記者クラブ					
竹芝記者クラブ	横浜海事記者クラブ	神奈川建設記者会			
千葉県政記者会	千葉市政記者会	茂原記者クラブ			
市原市記者クラブ	木更津記者クラブ				
問合せ先					
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所	電話	043-287-0311(代)			
副所長 窪田 達也	計画関係 調査課長	栗原 和彦			
	用地関係 用地第二課長	渡邊 暢彦			
東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所	電話	0438-22-5210(代)			
副所長 小島 均	工事関係 工務課長	下山 稔			
	用地関係 用地課長	藤野 哲也			

## 1. 圏央道の概要

首都圏中央連絡自動車道（通称：圏央道）は、都心から半径約 40～60 kmの位置に計画されている延長約 300 kmの自動車専用道路であり、都心から延びる放射状の道路を繋ぐことにより、都心への交通を分散し、渋滞の緩和が図られます。

また、成田・茂原・木更津などの都市を連絡し、生活における行動範囲を広げ、周辺産業の発展に貢献するとともに、災害時などにおいて消防・救急活動などの速やかな対応を図るための緊急輸送路としての役割も担います。

東金インター・ジャンクション(仮称)～木更津東インターチェンジ間については、引き続き、橋梁やトンネル工事等を行います。(平成24年度開通予定)



未開通区間のIC、JCT名(東金IC・JCT、茂原北、茂原長南、市原南)は仮称

## 2. 事業認定の申請区間

全体計画区間

- ・区間 千葉県東金市丹尾字新田地内～茂原市石神字小金谷地内
- ・延長 21.72 km

起業地計画 (区中 区間)

- ・区間 千葉県東金市小野字岡ノ谷地内～同県山武郡大網白里町小西字神関堂地内
- ・延長 2.24 km

起業地計画 (区中 区間)

- ・区間 千葉県山武郡大網白里町大竹字若司谷地内～茂原市国府関字上岩出地内
- ・延長 10.66 km

起業地計画 (区中 区間)

- ・区間 千葉県長生郡長柄町榎本字和合地内～同町榎本字関下地内
- ・延長 0.33 km

### 3. 用地取得の状況

用地取得状況（平成 22 年 4 月末現在）			
用地面積	取得面積	未取得面積	取得率
約 521,500 m <sup>2</sup>	約 509,700 m <sup>2</sup>	約 11,800 m <sup>2</sup>	約 98%

起業地計画区間 ~ の合計値

### 4. 工事の進捗状況

東金インター・ジャンクション～茂原長南インターチェンジ間では、橋梁やトンネル等の工事を進めています。



名称は仮称です。



小野橋（仮称）上部工事



桂橋（仮称）下部工事



真名トンネル（仮称）工事

## 5. 期待される効果

- ・ 事業中の圏央道（茂原長南インターチェンジ（仮称）～木更津東インターチェンジ間）に接続し、広域的な高速交通ネットワークが形成され、また、房総半島における新たな自動車専用道路として、地域の活性化並びに地域間の交流及び連携の強化をはかり、地域経済及び産業の発展に寄与します。

### 利便性の向上

- ・ 東金市から羽田空港までの所要時間が約14分短縮されます。  
（整備前 約86分 整備後 約72分）



### 緊急医療活動の支援

- ・ 茂原市から千葉県救急医療センターまでの所要時間が約15分短縮されます。  
（整備前 約78分 整備後 約63分）



整備前：平成17年道路交通センサスの混雑時旅行速度により算出  
 整備後：圏央道の設計速度により算出

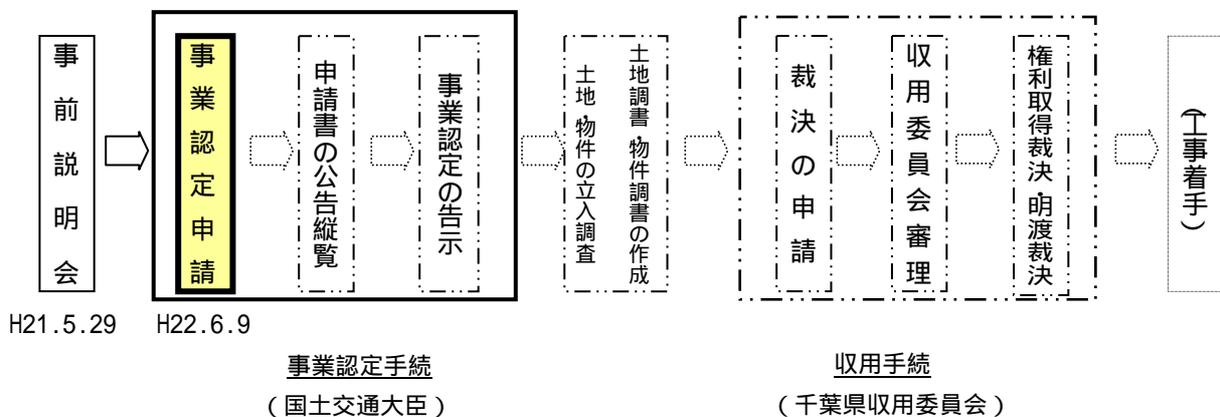
## 6. 土地収用法の事業認定とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続きは、この土地収用法の手続きの一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用する必要があること』について認定する手続きです。

## 7. 土地収用手続きの主な流れ

土地収用法における一般的な手続きを示したものです。



引き続き任意による用地取得にご理解とご協力を頂けるよう、精一杯努めて参ります。